

議案第15号

愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正について

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、後期就学児の通院に係る医療保険自己負担額の一部を医療費として支給する等のため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例

(愛西市子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「後期就学児」を「前期就学児及び後期就学児」に改める。

第4条第1項中「（後期就学児については、入院に係る給付に限る。）」を削り、「（以下「医療保険自己負担額」という。）」を「（後期就学児の通院に係る医療に関する給付にあつては、当該額に3分の2を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）」に改める。

(愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第2条 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「又は前期就学児」を削る。

(愛西市障害者医療費支給条例の一部改正)

第3条 愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「又は前期就学児」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛西市子ども医療費支給条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。